

住民税非課税世帯支援給付金のお知らせ

1. 概 要

エネルギー、食料品価格等の物価高騰が続く中で、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対する経済支援策として、1世帯当たり3万円を支給します。

2. 対象となる世帯

(該当すると想定される世帯に書類をお送りしています。)

次の(1)および(2)のいずれの要件も満たす世帯

- (1) 令和6年12月13日に市の住民基本台帳に登録されている世帯
- (2) 世帯全員が、令和6年度住民税が「非課税」で構成されている世帯

上記の条件を満たしていても、次に該当する世帯は、対象外となります。

- ① 世帯全員が住民税が課されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ② 他市区町村において同様の要件で支給された給付金を受けた世帯

3. 手続きの方法

同封の返信用封筒に次の書類を入れて投函または最寄りの窓口（本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所）に持参してください。詳しくは裏面をご覧ください。

【ご提出いただく書類】

- ① 確認書（水色の用紙）
- ② 通帳かキャッシュカードの写し
- ③ 本人確認書類



裏面に続く

(1) 同封の確認書表面に必要事項をご記入ください。

確認欄①②をご確認のうえ、チェック（☑）をし、確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。

(2) 確認書裏面の【受取口座記入欄】を記入し、次の①および②を提出してください。

① 振込先口座が分かるもの

（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

② 本人確認書類（次のア～ウのいずれかの写し）

ア 顔写真入りの書類 1点

（運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード等）

イ 顔写真がない書類 2点

（公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等（※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの））

ウ 上記イの書類1点と氏名の他に生年月日、住所または顔写真が入った書類（診察券、公共料金の領収証、社員証等）1点の計2点



※口座名義が世帯主の方以外の口座へ振込みを希望する場合
⇒ (3) へお進みください。



(3) 【代理人による確認または受給を希望する場合】

確認書裏面の【代理確認・受給を行う場合】の欄を記入し、次の①および②を提出してください。

① 振込先口座が分かるもの ※上記(2)①と同じ。

② 本人及び代理人双方の本人確認書類 ※上記(2)②と同じ

4. 書類の返送または窓口提出の期限

令和7年3月31日（月） ※当日消印有効

5. お問い合わせ先

八幡平市役所 地域福祉課 福祉総務係

電話番号0195-74-2111（内線1113、1114、1115）